

中運自監旅第37号  
中運自監貨第25号  
中運技保第13号  
平成31年4月12日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

#### 事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の再徹底について

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備の実施については、これまで「事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の徹底について」（平成27年10月21日付け中運自監第342号、中運技保第154号）等により徹底を図ってきたところであるが、今般、管内の自動車運送事業者が事故を惹起した際、当該車両の自動車検査証の有効期間満了日を超えて運行（以下、「車検切れ運行」という。）をしていた事実が発覚するなど、本年に入り、複数の自動車運送事業者において車検切れ運行の事実が確認され、また、一部の事業者においては当該車検切れ運行に加え、その事実を隠匿する等悪質な事案も発覚した。

これらの行為は、公共交通を担う自動車運送事業の根幹を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、管内の自動車運送事業者に対し、下記を参考に同種事案の再発防止を徹底するよう指導されたい。

## 記

1. 自動車検査証の有効期間を把握するため、以下を参考に対策を講じるなど自動車検査証有効期間の確認を徹底すること
  - (1) 始業点呼や日常点検時に自動車検査証の有効期間満了日の確認を行う
  - (2) 車室内に自動車検査証の有効期間満了日を表示する
  - (3) 点呼場等の執務室内に自動車検査証の有効期間満了日一覧や定期点検整備計画表等を掲示し、運行管理者及び運転者による確認体制を構築する
  
2. 整備管理者は、自動車の点検及び整備の実施状況を把握するため、以下を参考に対策を講じるなど車両管理体制を徹底すること
  - (1) 定期点検時期の管理は、定期点検整備計画表を作成して車両ごとの定期点検実施状況を把握し、整備事業者任せることなく、自ら車両管理体制を構築して運用する
  - (2) 点検整備計画は、自動車検査証の有効期間満了日に合わせて、点検時期を計画し、事故や車両故障の未然防止に効果的な時期を考慮して作成する
  - (3) 定期点検の実施結果は、組織的にチェックして管理体制の強化を図る
  
3. 車検切れ運行が輸送の安全を大きく阻害する行為であること及び自らの事業のみならず自動車運送事業全体の社会的信用の失墜を招く行為であることについて、事業者自らが率先して従業員に対し周知を図るとともに、上記取組を推進するよう努めること

中運自監旅第37号の2  
中運自監貨第25号の2  
中運技保第13号の2  
平成31年4月12日

一般社団法人 全国個人タクシー協会  
中部支部長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の再徹底について

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備の実施については、これまでも「事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の徹底について」（平成27年10月21日付け中運自監第342号、中運技保第154号）等により徹底を図ってきたところであるが、今般、管内の自動車運送事業者が事故を惹起した際、当該車両の自動車検査証の有効期間満了日を超えて運行（以下、「車検切れ運行」という。）をしていた事実が発覚するなど、本年に入り、複数の自動車運送事業者において車検切れ運行の事実が確認され、また、一部の事業者においては当該車検切れ運行に加え、その事実を隠匿する等悪質な事案も発覚した。

これらの行為は、公共交通を担う自動車運送事業の根幹を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、貴協会傘下会員に対し、下記を参考に同種事案の再発防止を徹底するよう周知方よろしくお願いします。

中運自監旅第37号の2  
中運自監貨第25号の2  
中運技保第13号の2  
平成31年4月12日

中部霊柩自動車協会 会長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の再徹底について

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備の実施については、これまでも「事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の徹底について」（平成27年10月21日付け中運自監第342号、中運技保第154号）等により徹底を図ってきたところであるが、今般、管内の自動車運送事業者が事故を惹起した際、当該車両の自動車検査証の有効期間満了日を超えて運行（以下、「車検切れ運行」という。）をしていた事実が発覚するなど、本年に入り、複数の自動車運送事業者において車検切れ運行の事実が確認され、また、一部の事業者においては当該車検切れ運行に加え、その事実を隠匿する等悪質な事案も発覚した。

これらの行為は、公共交通を担う自動車運送事業の根幹を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

ついては、貴協会傘下会員に対し、下記を参考に同種事案の再発防止を徹底するよう周知方よろしく申し上げます。

中運自監旅第37号の3  
中運自監貨第25号の3  
中運技保第13号の3  
平成31年4月12日

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター  
代表理事 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の再徹底について

標記について、別添写しのとおり管内運輸支局長あて通達したので、了知願います。

中運自監旅第 37 号の 4  
中運自監貨第 25 号の 4  
中運技保第 13 号の 4  
平成 31 年 4 月 12 日

運行管理者指導講習機関 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の再徹底について

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備の実施については、これまでも「事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備実施の徹底について」（平成 27 年 10 月 21 日付け中運自監第 342 号、中運技保第 154 号）等により徹底を図ってきたところであるが、今般、管内の自動車運送事業者が事故を惹起した際、当該車両の自動車検査証の有効期間満了日を超えて運行（以下、「車検切れ運行」という。）をしていた事実が発覚するなど、本年に入り、複数の自動車運送事業者において車検切れ運行の事実が確認され、また、一部の事業者においては当該車検切れ運行に加え、その事実を隠匿する等悪質な事案も発覚した。

これらの行為は、公共交通を担う自動車運送事業の根幹を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、運行管理者講習等の際、受講者に対して下記を参考に同種事案の再発防止を徹底するよう指導方よろしく申し上げます。